



# 長野県報

2月17日(月)  
令和2年  
(2020年)  
第81号

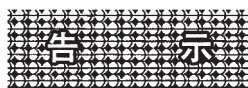
## 目次

### 告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出（保健・疾病対策課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退（保健・疾病対策課）	2
保安林の指定施業要件の変更（2件）（森林づくり推進課）	3
公共測量の終了（建設政策課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3

### 公告

表彰規則に基づく表彰（人事課）	4
特定調達契約に係る一般競争入札（建設政策課技術管理室）	4
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	6
土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	6



### 長野県告示第48号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和2年2月17日

長野県知事 阿部 守一

#### 精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
たきざわ脳神経外科クリニック	松本市村井町南2丁目1-10	令和2年2月1日
笹賀薬局	松本市笹賀5441-3	令和2年2月1日
やさしい手わかみや訪問看護ステーション	岡谷市若宮1-3-15ルミエール花岡D	令和2年2月1日

保健・疾病対策課

### 長野県告示第49号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和2年2月17日

長野県知事 阿部 守一

#### 精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
ふたば訪問看護ステーション 飯田市座光寺3595	ふたば訪問看護ステーション 飯田市上郷黒田1436-1	平成28年11月1日

保健・疾病対策課

### 長野県告示第50号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

令和2年2月17日

長野県知事 阿部 守一

#### 精神通院医療

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
新村土屋薬局	松本市大字新村2932-15	令和元年12月31日

保健・疾病対策課

長野県告示第51号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年2月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
中野市(次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的
水源の涵養
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
中野市(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第52号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年2月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大町市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、大町市(次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的
水源の涵養
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第53号

中野市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年2月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
基準点測量
2 作業期間
令和元年10月1日から令和2年1月30日まで
3 作業地域
中野市

建設政策課

長野県飯田建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年3月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年2月17日

長野県飯田建設事務所長 丸山義廣

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 松川インター大鹿線
3 道路の区域

Table with 4 columns: 区間, 新旧別, 敷地の幅員, 延長. It lists road sections and their specifications.

道路管理課